

平成 2 3 年 第 1 0 回

仙北市農業委員会総会議事録

平成 2 3 年 7 月 7 日 (木) 開催

仙北市農業委員会

平成23年 第10回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年7月7日(木)午後1時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (24人)

1番 佐藤 和	2番 新山 昌樹
3番 糸井 淳	4番 藤川 栄
5番 三浦 猛	6番 大山 久雄
7番 山手 善美	10番 田村 圭紀
11番 澤田 信男	12番 青柳 良成
13番 布谷 次郎	15番 門脇 博美
16番 倉橋 重基	17番 佐藤 孝典
18番 伊藤 長三	19番 真崎 純孝
20番 石郷岡 勇一	21番 山本 實
22番 藤村 隆清	23番 高橋 政敏
24番 鈴木 八寿男	25番 小松 清記
26番 藤村 紀章	27番 羽川 正幸

4. 欠席委員 (3人)

8番 田村 博美	9番 千葉 惣永
14番 佐々木 英政	

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地の転用事実に関する照会書について
- (3) 転用事業廃止報告書について

2. 議 事

(1) 議案第33号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第34号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する
意見決定について

(3) 議案第35号（追加）

下限面積の設定について

(4) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 藤 原 一 良

補 佐 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝

主 任 小 木 田 満 洋

7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

8. 議事録署名員

17番 佐 藤 孝 典

18番 伊 藤 長 三

9. 会議の概要

議長 　　ただ今から平成23年第10回仙北市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、市長との意見交換会開催の関係もありまして、午後の総会とうことになりました。議事に入る前に委員の異動がありましたのでお知らせします。農協からの推薦委員であった大石徹治さんが6月24日をもちまして退任されました。6月25日付けで農協より石郷岡勇一さんが推薦されたことをご報告します。

議長 　　それでは、本日の総会への出席委員は24名、欠席委員は3名でございます。よって、本総会は定足数に達しております。

議長 　　次に議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長 　　それでは議事録署名員に22番藤村委員、23番高橋委員兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従って進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 　　異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

藤原局長 　　《会務諸報告の朗読及び説明》（13時12分）

議長 　　ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。説明をお願いします。

小木田主任 　　報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、受理した旨通知した

のでご報告します。届出番号1。届出者が〇〇地区の〇〇さん。届出土地が〇〇他11筆。旧所有者が〇〇さん。相続による所有権の取得となっております。届出番号2。届出者が〇〇の〇〇さん。届出土地が〇〇。旧所有者が〇〇さん。相続による所有権の取得となっております。続きまして報告2、農地の転用事実に関する照会書について。農地の転用事実に関する照会書について、法務局に現状回復命令を発しない旨回答したのでご報告します。1件目。申請人が〇〇地区の〇〇さんと〇〇さん。6月27日に申請人である〇〇さん立ち会いの下、藤村職務代理、糸井農地委員長、佐藤担当委員と事務局で現地を確認してまいりました。土地の所在が〇〇。登記簿地目が田。面積が235㎡。変更後の地目が宅地となっております。土地の現況は住宅が建っていることから非農地であると確認しました。申請地は昭和45年12月に農地法第5条の許可済であります。農地区分といたしましては、第3種農地と判断されます。案内図、配置図は資料のとおりでございます。続きまして2件目。申請人が〇〇地区の〇〇さん。6月27日に申請人立ち会いの下、藤村代理、糸井農地委員長、藤川担当委員と事務局で現地を確認してまいりました。土地の所在が〇〇他2筆。登記簿地目がいずれも畑の合計1,054㎡。変更後の地目が原野となっております。土地の現況は非農地であると確認しました。農地区分といたしましては、市道、宅地等に囲まれた生産性の低い第2種農地と判断されます。案内図、配置図につきましては資料のとおりでございます。報告1、2につきましては以上です。

竹下補佐

報告3、転用事業廃止報告書について説明します。1件目、第6回総会でご審議いただいた農地法第4条の規定による許可申請について

です。申請人が〇〇。転用目的が堆肥施設ということで許可申請を受けていましたが、事業計画の変更に伴い、事業費が大幅に増加するため事業を廃止するとのことでした。続きまして2件目、第7回総会でご審議いただいた農地法第5条の規定による許可申請についてです。賃貸借の設定で賃貸人が〇〇さん。賃借人が〇〇さんです。転用目的が介護施設の建築ということで許可申請を受けていましたが、建設予定地の地域住民の同意が得られないため事業を廃止するとのことでした。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入りたいと思います。議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定を上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成23年7月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 議案第33号について説明します。整理番号1番、農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が795㎡。合計4筆の3,877㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇県の〇〇さん59才。譲受人が〇〇地区の〇〇さん60才。申請事由は譲渡人が農地の管理が困難。譲受人が経営規模の拡大。受入世帯の稼働人員は3人中3人が農作業従事。備考といたしまして、売買単価が10a当たり27万円の総額1,046,790円となっております。続きまして整理番号2番、農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が280㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん39才。

譲受人が〇〇地区の〇〇さん63才。申請事由は譲渡人が相手方の要望。譲受人が受贈となっております。申請地は以前から譲受人が耕作していた農地であります。受入世帯の稼働人員は3人中3人が農作業従事となっております。整理番号3番と4番につきましては更新の案件となっておりますので説明は割愛させていただきます。議案第33号の各案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しない旨ご報告いたします。以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番につきましては、16番倉橋委員をお願いします。

16番倉橋 議 長 《整理番号1番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号2番について、23番高橋委員をお願いします。

23番高橋 議 長 《整理番号2番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》
現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第33号については許可することにご異議
ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって議案第33号につきましては許可する
ことに決定します。 (13時28分)

議 長 次に議案第34号、農用地利用集積計画に対する意見決定について
を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。3番糸井委員お願い
します。

3番糸井退席 (13時29分)

議 長 説明をお願いします。

藤原局長 議案第34号。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成23年7月7日提出。仙北市長、羽川正幸。

藤原主任 議案第34号、整理番号4番、5番について説明します。整理番号4番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,002㎡。合計16筆の9,684㎡。利用権設定新規の案件でございます。設定するのが〇〇地区の〇〇さん84才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん37才。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当たり18千円の年額174,312円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と施設野菜となっております。続きまして整理番号5番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が803㎡。合計12筆の11,111㎡。利用権設定新規の案件でございます。設定するのが〇〇地区の〇〇さん52才。受けるのが整理番号4番と同じく〇〇さん。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当たり18千円の年額199,998円となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので議案第34号整理番号4番、5番につきましてはこのように策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって整理番号4番、5番につきましては適

正と認めることに決定します。糸井委員の復帰をお願いします。

3 番糸井帰席（13時31分）

議長 次に、整理番号8番を上程しますが、議長の私が利害関係者になっておりますので、藤村職務代理者と議長を交代することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。それでは藤村職務代理をお願いします。

議長交代

議長退席（10時32分）

議長代理 暫時議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行にご協力よろしくをお願いします。それでは整理番号8番について、説明をお願いします。

藤原主任 整理番号8番について説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,413㎡。合計6筆の7,986㎡。利用権再設定の案件でございます。設定するのが〇〇地区の〇〇さん63才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん28才。利用目的は水田として。期間は6年間。賃借料は10a当たり1万円の年額79,860円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と穀類となっております。以上です。

議長代理 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長代理 無いようですので、整理番号8番につきましてはこのように策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長代理 異議無しと認めます。よって整理番号 8 番につきましては適正と認めることに決定します。

議長代理 ここで議長を交代します。円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

議長帰席（13時34分）

議長交代

議長 次に整理番号 4 番、5 番、8 番を除き一括上程します。説明をお願いします。

藤原主任 所有権移転の案件から説明します。整理番号 1 番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が 1, 163 m²。所有権を移転する方が〇〇地区の〇〇さん 54 才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん 65 才。利用目的は水田として。売買価格は 10 a 当たり 50 万円の総額 581, 500 円。移転の時期、支払方法、期限は記載のとおりです。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と肉用牛となっております。資金は自己資金での対応となっております。続きまして整理番号 2 番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が 443 m²。合計 7 筆の 6, 525 m²。移転する方が〇〇地区の〇〇さん 61 才。受ける方が同じく〇〇地区の〇〇さん 51 才。利用目的は水田として。売買価格は 10 a 当たり 45 万円の総額 2, 936, 250 円。移転の時期、支払方法、期限は記載のとおりです。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心となっております。資金は J A 資金での対応となっております。続きまして整理番号 3 番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が 991 m²。所有権を移転する方が〇〇地区の〇〇さん 58 才。受け

るのが整理番号2番と同じく〇〇さん。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり10万円の99,100円。移転の時期、支払方法、期限は記載のとおりです。続きまして整理番号6番に移ります。利用権設定新規の案件でございます。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が67㎡。合計4筆の2,755㎡。設定する方は〇〇地区の〇〇さん89才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん50才。利用目的は水田として。期間は3年間。賃借料は10a当たり9千円の年額24,795円。備考といてしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と施設野菜となっております。整理番号7番からは再設定の案件でございますので説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第34号の整理番号4番、5番、8番を除く案件についてはこのように策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第34号の整理番号4番、5番、8番を除く案件については適正と認めることに決定します。(13時42分)

議長 予定されていた議案は終了しましたが、追加議案があるようですので、事務局より説明をお願いします。

竹下補佐 追加議案についてですが、本総会の前に農地専門委員会を開催し、下限面積についてご協議いただきました。農地法改正により管内の下限面積を農業委員会で設定できるようになりました。このことについて

て、毎年総会で審議し、その結果を公表することが義務づけられていますので、追加議案としてご審議よろしくお願いいたします。

議長 このことについて、追加議案として上程することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。それでは議案第35号、下限面積の設定についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第35号。下限面積の設定について。下限面積の設定について審議を求めるものです。平成23年7月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

3番糸井 下限面積の設定について説明します。事務局からの説明があったとおり、本総会の前に農地専門委員会を開催し協議した結果、従来通り50aに設定するという事で意見がまとまりました。このことについてご審議よろしく申し上げます。以上です。

竹下補佐 お手元に配布されている下限面積の設定について、という資料をご覧ください。資料に記載のとおりでございますが、今年度下限面積について以下の通り提案します。農地法施行規則第20条第1項の適用について。方針としては現行の下限面積50aの変更は行わない。理由としては、2010農林センサスで、管内の農家で50a未満の農地を耕作している農家が全農家の約26パーセントであるためとなっております。他市町村を見てもみると、別段面積を設定しているのは5市町村でした。先ほど説明した50a以下の農家数が市全体の26パーセントであるということの根拠ですが、経営面積50a以下の農家という資料をご覧いただきたいと思います。2010農林業セン

サスの数値の統計資料を基に作っています。上段の仙北市全体が26.01パーセントとなっていますが、これが仙北市全体の数値です。以下旧町村単位、各地域単位のデータを記載しております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

6番大山 下限面積については、耕作面積50a以下の農家数が増えたら審議するといった考えですか。それとも数年に一度審議するといった考えですか。

竹下補佐 これにつきましては毎年審議することになっております。今回は7月ということで遅くなってしまったのですが、24年度についてはもう少し早い時期に審議していただきたいと思います。今回の方針が50aというのは、管内の50a以下の農家数が全体の40パーセント以下ということで根拠を示していますが、施行規則20条第2項関係では新規就農者の確保であるとか、遊休農地が多く作付けする農家が少ないという理由で下限面積を設定することも可能です。

議長 他にありませんか。

12番青柳 仙北市の担い手は高齢化の傾向にあると聞いております。若い方が農業を始めやすいように下限面積を下げる事が必要だと思います。

議長 このような意見もありますが、他にありませんか。

4番藤川 下限面積50aで決定したとしても、30aほどの面積で就農したいという方が出てきた場合はその都度対応するというような柔軟な話でしたが、このような考えでよろしいですか。

議長 新規就農者であったり、この面積でなければできないという方が出てきた場合は認めざるを得ないのかなという考えです。ただし、水稻に関しては完全に50aに設定し、他の作物に関してはその都度皆さ

んから審議していただき、対応していきたいと思っています。

4 番 藤川 長 そのような考えであれば、提案どおりでいいと思います。

議 長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので議案第35号については原案どおりに決定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって議案第35号、下限面積については50aに設定することに決定します。

議 長 各推薦委員からの報告等ございましたらお願いします。

3 番 糸井 長 この場を借りて石郷岡委員に質問させていただきます。米価について情報があれば教えていただきたいと思っています。

20 番 石郷岡 長 この件について理事会で質問してみました。組合長からは昨年よりは高くなるのではないかと、期待を持てるような回答でしたが、まだ悩んでいるとのことでした。今回の大震災の影響で米価が上がるのでは、という期待を持っている方もたくさんいると思います。その期待を裏切らないようにしたいとも言っていましたが、まだ正確な情報は入っていません。今後、情報が入りましたらその都度ご報告したいと思っております。以上です。

3 番 糸井 長 ありがとうございます。

議 長 他にありませんか。

『無し』の声

議 長 無いようですので、協議に入ります。事務局よりお願いします。

藤原局長 連絡事項になりますが、今後の日程についてです。8月5日に第1

1回総会を予定していましたが、県南の会長会が予定されていますので8月8日に第11回総会を開催したいと思っております。その他の日程は記載のとおりでございます。スケジュールの調整等よろしくお願いたします。以上です。

(閉 会)

議 長 以上をもちまして平成23年第10回仙北市農業委員会総会を閉会
いたします。お疲れ様でした。(14時13分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成23年 8月 8日

議 長 羽 川 正 幸 _____

署 名 員 2 2 番 藤 村 隆 清 _____

署 名 員 2 3 番 高 橋 政 敏 _____